

大和市おひとりさま支援条例

大和市では、一人暮らしの高齢者が増加している中、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とする一人暮らしの市民が、孤立することなく生涯にわたり生き生きと過ごすことができるよう支援するため、令和4年6月、「大和市おひとりさま支援条例」を制定した。

特集

単身高齢者支援と自治体

1 条例制定の背景

(1) これまでの取組

核家族化、少子化、長寿化、未婚や離婚、パートナーとの死別など様々な要因によって、全国的に一人暮らしの高齢者は増加傾向にあります。本市においても同様の傾向があり、「人生100年時代」を見据えた際に、高齢の一人暮らしの方が抱える不安を解消するため、必要な支援について、検討を重ねてきました。

本市では、多死社会の到来を見据えて平成28年7月に葬儀生前契約の登録事業を開始するなど、高齢のおひとりさまが抱える死後の不安を解消するため、おひとりさまなどの終活支援事業として様々な支援を行ってきました。中でも、終活支援を専門に行う相談員として「わたしの終活コンシェルジュ」を配置した平成30年6月から令和6年12月までの終活に係る相談件数は、延べ1600件を超え、今では年間約300件の相談に対応しています。

(2) 孤立の健康への影響

令和2年、終活に対する市民の意識が高まりを見せる中で、新型コロナウイルスの世界的大流行が発生しました。全国的な外出自粛などにより、人との交流が制限される中で、



大和市健康福祉部
人生100年推進課
おひとりさま施策推進係係長

旅井 崇孝

特に高齢の一人暮らしの方は、コミュニケーションの機会が減少し、一人暮らしでない方と比べて、これまで以上に社会との関係が希薄になる状況が明らかになりました。

独立行政法人東京都健康長寿医療センターが実施した調査研究によると、外出頻度が少ない「閉じこもり傾向」と他者とのコミュニケーション頻度が少ない「社会的孤立」の両方が重積している高齢者は、そうでない高齢者に比べて死亡率が2.2倍高くなるとされています。そのほか、孤立が健康に与える影響については様々な研究で指摘されているところです。

本市は、令和3年6月に高齢の一人暮らしの方に対して、「おひとりさまアンケート」を実施しました（対象者…1753人、回答者…1084人、回収率…61.8%）。同アンケートの結果から、「閉じこもり傾向」や「社

会的孤立」にある高齢の一人暮らしの方が多い実態を把握しました。

外出し、人や社会とつながりを持ち続けることは心身の健康にとっても大切であり、一人暮らしであることが、孤立を意味することとならないよう、本人はもちろん、周囲の人も共通認識をもって「つながり」を心掛けることが大切であると改めて認識しました。

本市では、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とする一人暮らしの市民を「おひとりさま」と定義し、おひとりさまが孤立することなく、生涯にわたり生き生きと過ごすことができるよう「大和市おひとりさま支援条例」を制定しました。

2 条例制定までの経過

令和3年10月には条例案についての検討を開始し、令和4年4月1日から同年5月2日にかけて条例案に対するパブリックコメントを実施しました。その結果5名から10件の意見があり、「一人暮らしで不安の中、市がおひとりさま支援に力を入れてくれるのは有り難い」といった肯定的なものがあった一方で、「一人でいることは個々の自由であり、それに支援など干渉することはお節介ではないか」などの意見もいただきました。

もちろん、自ら望んで一人で過ごしている

方の権利は最大限尊重されなければなりません。そのため、条例による支援はあくまでも、「他者や社会との関わりを必要とする」一人暮らしの市民であり、支援を押し付けるのではなく、それぞれに合った支援を行うことであるという点や、高齢の一人暮らしは誰にでも起こり得ることであるという認識を皆で共有することで、一人であることの偏見を払拭して、誰もが安心して生活できる社会を実現していきたいという市の考え方をホームページ等に掲載してお伝えしました。

その後、6月議会へ上程・可決成立し、令和4年6月29日施行となりました。当時の本市調べではおひとりさま支援に特化した条例としては全国初と認識しています。

3 条例の内容

(1) おひとりさまの定義

内容を説明するに当たり、まずは条例における、おひとりさまの定義をお伝えしておきます。ここでは、「一人暮らしの市民であって、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とするもの」と定義しており、若い独り身の方や、自ら望んで他者や社会との関わりを不要としている人で支援が必要な状況にない方は含まれていません。

(2) 条例の目的

おひとりさまが孤立することなく、生涯にわたって生き生きと過ごすことができるよう、それぞれの気持ちに寄り添い、おひとりさま本人、市民、事業者等と協力し、支援することが目的です。おひとりさまの心身の健康を維持していくためには、おひとりさま本人はもちろん、周囲の人皆が「つながり」を心掛けていくことが大切です。本条例では、この目的の実現に寄与するための基本理念や基本的施策を定めています。

(3) 基本理念と役割

本条例の骨格である基本理念は、以下のとおり定めています。

①おひとりさまがそれぞれの立場に応じて他者や社会とのつながりを持ち続けることができる環境を構築すること。

②おひとりさまのニーズを的確に把握し、時代に適合した必要な支援を行うこと。

③おひとりさまの価値観を尊重し、それぞれに合った支援を行うこと。

市民の誰もがおひとりさまになる可能性があります。おひとりさまになる要因は人により様々であり、個々の価値観を尊重し、それぞれに合った支援を行うことが大切だと捉えています。

また、条文の中には市やおひとりさま、市民、事業者等それぞれが「つながり」を心掛け、協力するという各関係者の役割についても明記しています。

(4) 基本的施策

条例の目的を達成するための施策の一つに、「おひとりさま及びその家族等への相談支援」があります。これは、亡くなった後のことを託せる人がいないなど、高齢のおひとりさまであるが故に抱える終活などの不安に対して、市が終活支援を専門にした相談員を配置し、相談に応じる体制を整えている点です。

続いて「おひとりさまの外出及び社会交流の支援」があります。一例としては、市の実施したおひとりさまアンケートで、一人でも参加しやすいイベントについて質問をしたところ、映画鑑賞が上位に入りました。そこで、「おひとりさま支援映画上映会」として終活に関する映画を上映し、外出のきっかけにしてみようとともに、令和5年度には、上映後、「終活個別相談会」を市内の協力葬祭事業者と共同開催し、終活に取り組みきっかけにもしてもらいました。また、令和6年度からは、おひとりさま同士でお茶を飲みながら気軽に語り合う場として「ゆるっと終活カフェ」を開催し、当事者同士で終活を語り合い、交流

するきっかけを提供しています。

その他、「おひとりさまの支援に関する情報の収集及び提供」があります。市では、高齢のおひとりさまにとって有益な取組は各部門で実施しています。ただ、いろいろな部門で取り組んでいるため、高齢のおひとりさまの中には、情報を知らないことで支援にたどりつかず困っている方もいるのではないかと考えました。そこで、平成31年2月に発行した冊子が「これ一冊あれば一人暮らしもひと安心！生活お役立ちガイド」です。このガイドは、高齢の一人暮らしの方に必要な支援や窓口の情報を一冊に集約したもので、4コママンガを用いながらQ&Aで分かりやすく紹介しています。市内公共施設や地域包括支援センターなどに配架したところ、初回の1万部がわずか1週間でも無くなるなど非常に多くの反響をいただきました。定期的に内容をリニューアルし、現在は第3版で累計3万9000部を発行しています。

4 今後の展望・課題

これまで家族が担ってきた人生後半の様々な支援は、一人暮らしの高齢者が増加している日本の現状においては、当たり前ではなくなりつつあります。これからは自ら終活の準備をし、備える時代が変わりつつあります。

誰もがおひとりさまになる可能性があることを認識し、自分事として意識を変えていく必要があると考えています。

本条例が、おひとりさま一人一人の意思を尊重し、終活に対する意識を醸成しながら、一人であることへの偏見を払拭することで、誰もが安心して生活できる社会を実現していくためのきっかけとなれば幸いです。

本市が行っているおひとりさま支援や終活支援においても、困ったときに頼れる人がいない身寄りのないおひとりさまが、どのようにして社会とのつながりを持ってもらうのかという点は課題の一つとして捉えています。

今後も、おひとりさま支援や終活支援の周知を図るとともに、おひとりさまの終活相談などを通して、「他者や社会との関わりを必要としている人」に気付き、市とのつながりができる仕組みをより充実させ、継続して支援を行える体制を築いていきたいと考えています。